

## 令和8年度武蔵村山市自治会集会所建設費等補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、武蔵村山市内の自治会（以下「自治会」という。）が行う集会所の建設等又は土地若しくは建物の借受けについて、自治会集会所建設費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより自治会活動の円滑化を図ることを目的とする。

### (補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1の対象経費の欄に規定する経費とする。ただし、市への事前協議がなされずに行われた集会所の建設等又は土地若しくは建物の借受けに要した経費は、補助対象経費としない。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費の額が、別表第1の対象経費の欄に掲げる区分に応じ、同表の最低工事費の欄に定める額を超えないときは、補助金の交付の対象としない。

### (交付額)

第3条 補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額の総額から他の補助金等の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その補助限度額等は、別表第1に定めるとおりとする。

### (交付の申請)

第4条 自治会は、補助金の交付を受けようとするときは、令和9年3月31日までに市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請に当たっては、令和8年度武蔵村山市自治会集会所建設費等補助金交付申請書（第1号様式）のほか、別表第2の対象経費の欄に掲げる区分に応じ、同表の申請時添付書類の欄に定める書類を添付しなければならない。

### (交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、武蔵村山市補助金等交付規則（昭和48年武蔵村山市規則第21号。以下「交付規則」という。）第8条に規定する補助金等交付決定通知書（以下「決定通知」という。）により、当該申請をした自治会に通知するものとする。

### (実績報告)

第6条 決定通知を受けた自治会（以下「補助自治会」という。）は、交付規則第14条の実績報告をするときは、令和8年度武蔵村山市自治会集会所建設費等補助事業実績報告書（第2号様式）のほか、別表第2の対象経費の欄に掲げる区分に応じ、同表の実績報告時添付書類の欄に定める書類を提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告は、令和9年3月31日までに市長にしなければならない。

(額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付規則第15条に規定する補助金等交付確定通知書により補助自治会へ通知するものとする。

(補助金の支払)

第8条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、補助自治会に対し補助金を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、交付規則第8条の交付の決定をした場合において当該補助事業の執行上特に必要があると認めるときは、交付規則第15条の額の確定を通知する前であっても、決定通知に基づく交付額について、概算払をすることができる。この場合において、その理由を明らかにした書面の提出を受けなければならない。

3 補助金の交付請求等の手続は、この要綱に定めるもののほか、武蔵村山市会計事務規則(昭和52年武蔵村山市規則第52号)に定めるところによる。

(補助金の返還)

第9条 市長は、第7条の規定により補助金の交付の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を概算払により支払っているときは、当該超える額の補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(交付の条件)

第10条 補助金の交付に当たっては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金は、補助対象経費に充当するものとし、その目的以外に使用しないこと。
- (2) この補助金により取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。
- (3) 補助事業の会計を明確にした帳簿を備えるとともに、その証拠書類を整備して、少なくとも5年間保存すること。
- (4) 交付規則の定めを遵守すること。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月15日から施行し、同月1日から適用する。

別表第1（第2条・第3条関係）

対象経費	最低工事費	補助限度額	備考
集会所の新築又は取得に係る経費	400,000円	3,000,000円	集会所、自治会館その他これらに類するもので自治会が自己の用に供するものに限る。
集会所の増改築又は修繕に係る経費	50,000円	500,000円	
物置の新築、増改築、取得又は修繕に係る経費	30,000円	200,000円	物置、倉庫その他これらに類するもので自治会が自己の用に供するものに限る。
土地及び建物等の借受けに係る経費		200,000円	集会所若しくは物置の用に供するもの又は集会所を利用するための駐車場の用に供するものに限る。

別表第2（第4条・第6条関係）

対象経費	申請時添付書類	実績報告時添付書類
集会所又は物置の新築若しくは増改築に係る経費	(1) 建築確認申請書（概要書）の写し (2) 建築確認申請書（図面）の写し (3) 着手前の写真 (4) 工事請負契約書又は見積書の写し	(1) 検査済証の写し (2) 竣工後の写真 (3) 工事請負費領収書の写し (4) 登記事項証明書の写し
集会所又は物置の取得若しくは修繕に係る経費	(1) 着手前の写真 (2) 取得に係る見積書の写し又は修繕に係る契約書若しくは見積書の写し	(1) 竣工後の写真 (2) 取得又は修繕に係る費用の領収書の写し
土地又は建物の借受けに係る経費	契約書の写し	領収書の写し